

Q 特定業務従事者の健康診断項目と省略基準は

A

特定業務従事者の健康診断項目は、一般の定期健康診断の場合と同様ですが、医師が必要がないと認めた場合の省略基準は、通常の定期健康診断の場合とは異なり、下表のとおりです。

健康診断項目	省 略 基 準
既往歴・業務歴	
自覚症状・他覚症状の有無	
身長・体重・腹 囲・視力・聴力	[身長]20歳以上 [聴力]年2回のうち前半の1回を受けた者、または45歳未満(35歳・40歳を除く)は本表下の※印以外の方法で可 [腹囲]①40歳未満の者(35歳の者を除く。) ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内蔵脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③BMI(体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が20満の者 ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMI:が22未満の者に限る。)
胸部エックス線	1年以内ごとに1回、定期に実施すればよい。
かくたん	①胸部エックス線検査によって病変が発見されない者 ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
血圧	
貧血	
肝機能(GOT、GPT、 γ-GTP)	40歳未満(35歳を除く)
血中脂質検査 (LDLコレステロール)	*後半の1回は、医師が必要でないと認める場合に省略可
血糖	
尿中の糖・蛋白の有無	
心電図	40歳未満(35歳を除く) *後半の1回は、医師が必要でないと認める場合に省略可